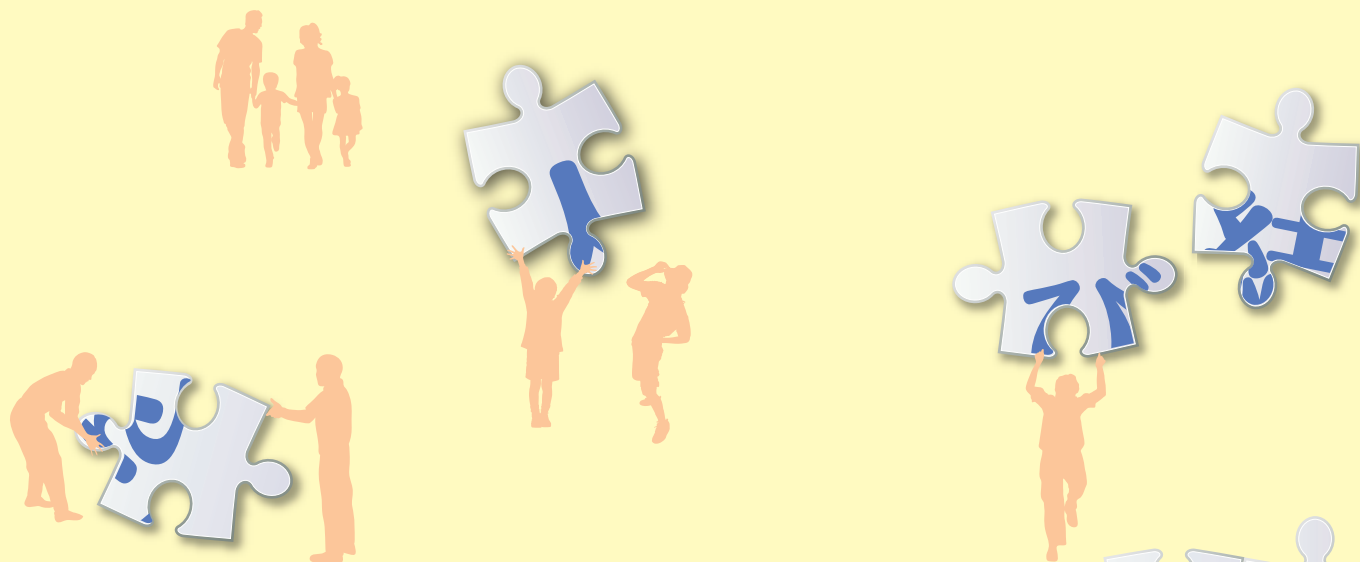


第5次

リボン計画

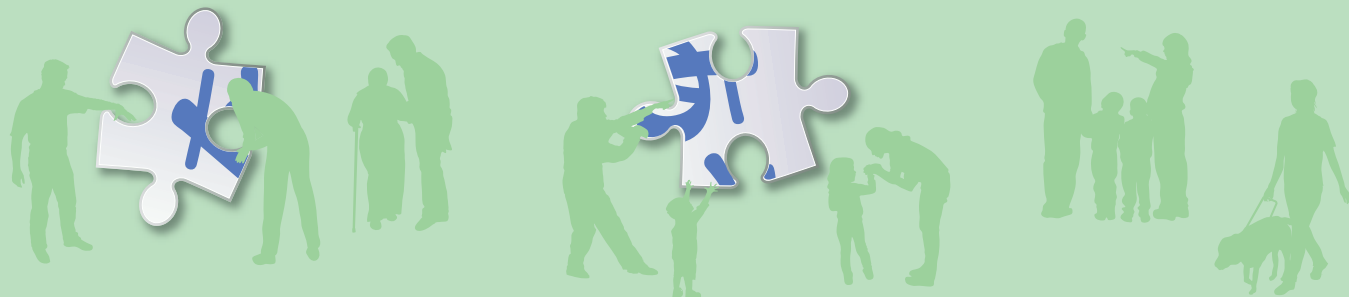
大田区地域福祉活動計画

平成28年度～平成32年度



人を結び

地域で支えあふ



社会福祉法人 大田区社会福祉協議会

社会福祉法人大田区社会福祉協議会

経 営 理 念

大田区社会福祉協議会は、このまちで暮らし、働き、学ぶ人々との信頼と協力に基づいて、豊かな福祉社会の実現を目指します。

経 営 方 針

大田区社会福祉協議会は、公益性の高い団体として、安定した法人経営が求められているとともに、社会福祉法人としての性格上、経営の効率性を超えて必要なサービスの提供を求められることがあります。

法人として、これらの「社会的責務」を担っていくためには、次に掲げる方針に基づいた経営を進め、日々の活動を通じて地域の期待に応えられる能力を培っていきます。

1. 地域社会との連携強化

- ① 地域の課題を、地域の人々と協力して解決することに努めます。
- ② 地域福祉の推進に向けて、行政等と住民の橋渡し役を務めます。

2. 権利の擁護と説明責任の徹底

- ① 個人の自己決定と選択を尊重し、個人の尊厳が護られる生活の実現を支援します。
- ② 会員、寄附者、福祉サービス利用者等とのコミュニケーションを積極的かつ丁寧に行い、社会福祉法人としての説明責任を果たします。

3. 提供するサービスの向上と人材の育成

- ① 地域の人々等から寄せられる評価を謙虚に受け止め、法人が提供するサービスの質の向上に努めます。
- ② 業務に従事するすべての職員の能力の向上と全人的な成長を目的として、人材の育成と訓練を行います。

4. コンプライアンスと組織統治の確立

- ① 関係法令や法人としての理念、諸規程、社会的慣習等を遵守した経営に努めます。
- ② コンプライアンスを徹底し、適切な経営を可能とする体制を構築して、組織全体を統治します。

5. 財務基盤の安定

- ① 適正な収益を確保し、安定的な財務基盤の確立に努めます。
- ② 経営状況や財務状況を正確に把握し、透明性の高い財務管理に努めます。

ごあいさつ



社会福祉法人大田区社会福祉協議会

会 長 菅 崎 貢

日本は本格的に「人口減少社会」を迎えています。厚生労働省が、平成22年の国勢調査結果を基に行った推計によると、これから半世紀の間に、人口は現在の2/3程度にまで減少するといわれています。

「活力ある社会」を、どのように次の世代に伝えていくか。私たち一人ひとりが、「持続可能な社会」の実現に向けて、できることに取り組んでいくことは、「未来からの宿題」でもあります。

また、平成28年4月1日から、改正社会福祉法が施行されました。これからの時代のニーズに応じていくため、新しい法律は、社会福祉法人に対して、「地域における公益的な活動」と、法人の財務や活動等に関する「情報の公開」の積極的な推進を求めています。

社会状況や家族のあり方が大きく変化し、地域の福祉ニーズが複雑化・多様化する中、大田区社会福祉協議会では、住民の皆さまと連携して地域福祉の推進を図るために、「第5次大田区地域福祉活動計画」を策定しました。この計画は、大田区が策定した「大田区地域福祉計画」との整合性を保ちながら推進してまいります。

未来の社会に、よりよい大田区を伝えていくため、住民の皆さまのお力添えをよろしくお願い申し上げます。

平成28年4月

第5次大田区地域福祉活動計画

も く じ

第1章	はじめに	1
1.	社会福祉の方向性	1
2.	これからの地域福祉への取り組み	2
3.	「地域福祉の推進」に向けた大田区における取り組み	3
第2章	大田区地域福祉活動計画の枠組み	7
1.	第5次計画の位置づけ	7
2.	第5次計画の期間	7
3.	第4次計画における取り組みとその成果	7
4.	第5次計画の基本的な考え方	13
第3章	大田区地域福祉活動計画の内容	21
I	多彩な支えあいのしくみをつくる	22
II	担い手を育てる	35
III	プラットフォーム化を進める	42
第4章	資料編	51
1.	大田区社会福祉協議会組織図	51
2.	大田区地域福祉活動計画推進委員会	52
3.	地域福祉活動に関するアンケート	55